

総務省 情報通信審議会
第28回 電気通信番号政策委員会
発表資料

電話転送役務に関する 当協会の取り組みと制度の在り方

2021年6月24日

一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会

協会について

名称	一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会
英文	Japan Unified communications Service provider Association (JUSA)
設立	2019年
営利	非営利
会長	近藤 邦昭
住所	東京都港区虎ノ門1-21-19 東急虎ノ門ビル

活動目標

サービスの健全な普及・促進

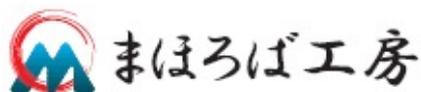
1. サービスの普及・啓発活動
2. サービス事業者の参入の手助け・促進・会員間の情報共有等

事業環境整備

3. 国内の法制度・規制に関連した連携・対応
4. ネットワークや電話番号の適切な利用に向けた取り組み
5. 運用や保守に関するガイドライン等の制定

新しい社会問題への対処

7. 不正利用・犯罪利用の抑止・防止に向けた事業者間連携
8. 消費者へ情報発信・消費者団体等との連携



協会の取り組み



政策部会

1. 通信政策・規制に関する議論・課題の共有
2. 行政庁との意見交換や情報収集・情報共有
3. 海外制度の調査企画・海外の規制機関との情報交換
4. 電話番号の不正利用防止運用スキーム
5. ユニファイド通信に関する優良事業者認定制度

サービス部会

1. ユニファイド通信の普及促進
2. 事業環境の整備・提言・広報活動等
3. 市場調査やサービスの調査・公表等
4. 適切な申し込み受付処理に関する取り組み

メッセージ部会

1. SMSメッセージ送信サービスの普及促進
2. SMSメッセージサービスの健全性の議論
3. 事業者間の情報交換

1. **ユニファイド通信事業者の法令遵守に関する取り組み**
 1. 反社会的勢力等に関する考え方の明確化
 2. 転送電話に関する識別音の標準化
 3. 犯罪収益移転防止法の事業者確認事項の整理等

2. **適正な利用の推進・不適正利用の撲滅に関する取り組み**
 1. 警察庁や弁護士団体等との意見交換、勉強会等
 2. 不適正利用に関する共同対応の議論
 3. 本人性確認作業の判定能力向上
 4. 市場調査・海外制度調査等
 5. 他事業者団体との連携・情報交換等

3. **UC事業者の公正な競争環境の整備に関する取り組み**
 1. 優良事業者認定制度等による善良な事業者の見える化
 2. 公正な接続制度、通信品質の高品質化に関する取り組み

主な成果・取り組み

2019年9月

- ・ 特殊詐欺犯罪撲滅に関する協会声明
一社) 日本インターネットプロバイダー協会と共同声明

2020年2月

- ・ コロナ拡大防止に向けたテレワーク普及推進の協会声明

2020年3月

- ・ 電話転送に関する協会標準識別音（通知音）の制定と周知

2020年4月

- ・ 犯罪収益移転防止法および電気通信事業法（番号規則）に対応した協会標準申し込みフォーマットの導入（犯罪収益移転防止法の事業者確認事項の整理）

2021年4月

- ・ テレワーク環境に関する利用者調査の公表

その他

- ・ 警察庁・都道府県警・その他団体向け勉強会
- ・ 防犯に関する意見交換



- ユニファイド通信やテレワーク・ブロードバンド整備・普及等に関する意見を提出

2021	5/14	意見	「NTT東西の第一種指定設備に関する接続約款の変更案」 に対する意見
2020	12/24	意見	「新たな日常」におけるインターネットのサービス品質確保に向けた提案募集に対する意見
	12/04	意見	「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」 に対する意見
2019	8/26	意見	「接続料の算定に関する研究会 第三次報告書（案）」 に対する意見
	7/24	意見	「NTT東西の第一種指定設備に関する接続約款の変更案」 に対する意見
	5/01	意見	「NTT東西の第一種指定設備に関する接続約款の変更案」 に対する意見

電話転送役務に関する 規制の在り方

識別音（通知音）

1. 法令で求められた通知音は通話開始後に強制的に挿入します。そのため規制を遵守すると利用者は冒頭の会話が遮られます。（会話冒頭が聞こえない状況が発生）
2. 挿入にあたって必要な網の改造にも高額なコストがかかります。
3. 通知音を入れることのメリット・デメリットを勘案し、再度その必要性を検討していただきたいと思えます。

識別音	メリット	デメリット	コメント
挿入あり	<ol style="list-style-type: none"> 1. 識別音によって電話転送役務と判別可能 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通話冒頭が聞こえないというクレーム 2. 全転送事業者が識別音を挿入していないため正確な判別が不可能 3. 高額な改造コスト 4. 日本独自の規制 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電話転送役務事業者でも通知音を設定していない事業者があり、統一感がとれていない。 2. 識別音を聞いた利用者が「これは電話転送役務である」とどの程度識別しているか不明
挿入なし	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高額な網改造コストは必要ない。 2. 識別音挿入に伴う通話冒頭の通話不可時間がなし。利用者クレームがない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電話転送呼と一般呼の区別はつかない（全転送事業者が識別音を挿入していないため正確な判別が不可能） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. どの程度の割合の電話転送事業者が識別音の挿入を行っているのか不明。

1. 日本は「位置が特定できない場合は緊急通報サービスを不可」としています。
2. ユニファイド通信サービスは今後も急速に普及していくことから、緊急通報サービスがより市民に寄り添い、公共の利益とすべく、まずは実現にむけて緊急機関殿と意見交換の場を持たせていただければと思います。

1. 当協会は不適切な利用の撲滅に向けて、これからもできる限り総務省殿や警察庁殿と連携し、健全なユニファイド通信のサービス普及に取り組んで参ります。
2. 現在、犯罪利用される通信事業者は偏っており、それら通信事業者は今日においても事業を営んでいる認識です。
3. また当協会が行った調査でも、番号使用認定を受けていない（違法な）事業者と思われる事業者を多数確認しました。これを放置することは番号認定制度においてモラルハザードをおこすものと考えます。
4. 新たな規制を課す前に、まずは違反事業者・犯罪利用を繰り返し発生させる事業者の指導・検挙等を進めていただくようお願いいたします。
5. 一方で番号使用計画の認定番号の掲示義務を課すことで、番号使用計画認定が適切に行われていることが当協会や顧客が自ら確認することができるため、導入に向けたご議論をお願いいたします。
6. 当協会では善良な事業者を支援し、利用者が安心して契約できる環境を整えるべく優良事業者の見える化に向けて議論をはじめていきます。

以上